



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年4月8日金曜日 第2763号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則..... (経営支援課) ... 317

告 示

落札者等の告示..... (広報広聴課) ... 320

理容師法による講習会の指定..... (薬務衛生課) ... 320

美容師法による講習会の指定..... (") ... 320

大規模小売店舗の変更の届出の概要等 (6 件) (経営支援課) ... 321

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... (農業経済課) ... 324

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... (農地整備課) ... 325

土地改良事業の工事の完了..... (") ... 325

解除予定保安林..... (森林整備課) ... 325

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... (漁政課) ... 325

土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 327

道路の供用開始 (一般国道 378 号) (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 327

包括外部監査契約の締結..... (監査事務局) ... 327

パーキングチケット発給手数料の収納事務の委託 (2 件) (警察本部会計課) ... 327

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課) ... 328

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第25号

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年4月8日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県中小企業高度化資金貸付規則（昭和31年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>附 則 (貸付金の限度等の特例)</p> <p>3 一の借主に対して貸し付ける貸付金の金額、利率及び据置期間は、中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用等を図るために特に必要な設備として知事が認めるもの及び当該設備の整備に係る施設を貸付対象施設とする高度化資金の貸付け（平成29年3月31日までに貸付決定を行うものに限る。）を行う場合にあっては、別表第2貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄、別表第3貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄並びに別表第4貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付金の金額</td> <td>利率</td> <td>据置期間</td> </tr> </table>	貸付金の金額	利率	据置期間	<p>附 則 (貸付金の限度等の特例)</p> <p>3 一の借主に対して貸し付ける貸付金の金額、利率及び据置期間は、中小企業者の事業活動におけるエネルギーの有効利用等を図るために特に必要な設備として知事が認めるもの及び当該設備の整備に係る施設を貸付対象施設とする高度化資金の貸付け（平成26年3月31日までに貸付決定を行うものに限る。）を行う場合にあっては、別表第2貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄、別表第3貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄並びに別表第4貸付金の金額の欄、利率の欄及び据置期間の欄の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付金の金額</td> <td>利率</td> <td>据置期間</td> </tr> </table>	貸付金の金額	利率	据置期間
貸付金の金額	利率	据置期間					
貸付金の金額	利率	据置期間					

貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金（以下「整備資金」という。）の100分の99に相当する額（整備資金の額が1,000万円を超える場合にあつては、整備資金の額から10万円を減じた額）以内	年0.65パーセント以内	省略
---	--------------	----

貸付対象者が貸付対象施設を取得し、造成し、又は整備するのに必要な資金（以下「整備資金」という。）の100分の99に相当する額（整備資金の額が1,000万円を超える場合にあつては、整備資金の額から10万円を減じた額）以内	年1.05パーセント以内	省略
---	--------------	----

別表第2（第3条 第5条関係）

別表第2（第3条 第5条関係）

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 経営革新計画承認グループ事業新計画承認グループ資金	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業等の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第9条第1項に規定する中小企業者等をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）100分の90以内	年0.65パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。ア～ウ 省略		省略
2 省略						
3 下請振興事業計画承認グループ事業実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）100分の90以内	年0.65パーセント。ただし、災害復旧貸付若しくは緊急健康被害等防止貸付又は次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。ア～ウ 省略		省略
4 省略						
5 施設集約化資金	事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、これらの組合員若	省略				

高度化資金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	貸付金の金額	利率	償還期間	据置期間
1 経営革新計画承認グループ事業新計画承認グループ資金	経営革新計画承認グループ事業を実施する中小企業等の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下「中小企業新事業活動促進法」という。）第9条第1項に規定する中小企業者等をいう。）	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地、建物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）100分の90以内	年1.05パーセント。ただし、次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。ア～ウ 省略		省略
2 省略						
3 下請振興事業計画承認グループ事業実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業を実施する特定下請組合等（下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第5条第1項に規定する特定下請組合等をいう。）	下請振興事業計画承認グループ事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備	整備資金の100分の80（災害復旧貸付及び緊急健康被害等防止貸付）100分の90以内	年1.05パーセント。ただし、次のいずれかに該当する場合は、無利子とする。ア～ウ 省略		省略
4 省略						
5 施設集約化資金	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会	省略				

10 省 略						
-----------	--	--	--	--	--	--

別表第4（第3条 第5条関係）

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会社、一 般社団法人等、 商工会等又は市 町（地域産業創 造基盤整備事業 を行ったものに 限る。）	地域産 業創造基 盤整備活 性化事業 の用に供 する土地 、建物、 構築物又 は設備	整備 資金の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては100 分の90 ）以内	年0.65パ ーセント。 ただし、災 害復旧貸付 及び緊急健 康被害等防 止貸付につ いては、無 利子とする。	省 略	
2 省 略						

10 省 略						
-----------	--	--	--	--	--	--

別表第4（第3条 第5条関係）

高度化 資金の 種類	貸付対象者	貸付対象 施設	貸付金 の金額	利 率	償 還 期 間	据 置 期 間
1 地 域産 業創 造基 盤整 備活 性化 資金	特定会社、一 般社団法人等、 商工会等又は市 町（地域産業創 造基盤整備事業 を行ったものに 限る。）	地域産 業創造基 盤整備活 性化事業 の用に供 する土地 、建物、 構築物又 は設備	整備 資金の 100分の 80（災 害復旧 貸付及 び緊急 健康被 害等防 止貸付 につい ては100 分の90 ）以内	年1.05パ ーセント	省 略	
2 省 略						

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第413号

次のとおり落札者を決定した。

平成28年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入 札 公 告 日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務一式	愛媛県企画振興部 政策企画局広報広 聴課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成28年3月28日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一 丁目12番地1	7,02円 (一部当たり)	一般競争入札	平成28年2月16日

○愛媛県告示第414号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成28年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 講習会の名称
管理理容師資格認定講習会
- 主催者
東京都江東区有明3丁目7番26号 有明フロンティアビルB棟
9階
公益財団法人理容師美容師試験研修センター

- 講習日
平成28年8月22日、平成28年8月29日、平成28年9月12日の3日間
- 講習場所
松山市持田町三丁目8番15号
愛媛県総合社会福祉会館
- 受講料
18,000円

○愛媛県告示第415号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、次のとおり講習会を指定した。

平成28年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 講習会の名称
管理美容師資格認定講習会
- 2 主催者
東京都江東区有明 3 丁目 7 番26号 有明フロンティアビルB棟
9階
公益財団法人美容師美容師試験研修センター

- 3 講習日
平成28年 8 月22日、平成28年 8 月29日、平成28年 9 月12日の 3 日間
- 4 講習場所
松山市持田町三丁目 8 番15号
愛媛県総合社会福祉会館
- 5 受講料
18 ,000円

○愛媛県告示第416号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成28年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フレスポ西条店	西条市新田字市塚新田155番地 外21筆	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社宮脇書店ほか 9 者	株式会社宮脇書店ほか 7 者	平成25年 5 月22日 ほか	平成28年 3 月29日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第417号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から 4 月間縦覧に供する。

平成28年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
ザグザグ西条大町店	西条市大町322 - 1 外	大規模小売店舗の名称	マックスバリュ西条大町店	ザグザグ西条大町店	平成27年 7 月1日	平成28年 3 月28日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社	株式会社ザグザグ株式会社ワッツ		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から 4 月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から 1 月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第418号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
ザ・ビッグ松神子店	新居浜市松神子三丁目89番1 外	大規模小売店舗において小売業を行う者	マックスバリュ西日本株式会社 株式会社あまげん 株式会社セリア	マックスバリュ西日本株式会社 株式会社ザグザグ 株式会社セリア	平成26年 10月9日	平成28年 3月28日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者	株式会社セリア 代表取締役 河合 宏光	株式会社セリア 代表取締役 河合 映治	平成26年 6月24日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第419号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
マックスバリュ今治阿方店	今治市阿方字山之間甲371番2 外23筆	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条町大字吉行字向1番地の60	株式会社大創産業 代表取締役 矢野 博丈 広島県東広島市西条市吉行東一丁目4番14号	平成16年 3月1日	平成28年 3月28日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 富子	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇 範次	平成24年 11月12日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告

示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第420号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場1番1 外	大規模小売店舗を設置する者	イオンモール株式会社	イオンモール株式会社 越智今治農業協同組合	平成27年 11月18日	平成28年 3月28日
		大規模小売店舗の名称	(仮称)イオンモール今治新都市	イオンモール今治新都市	平成28年 3月1日	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第421号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成28年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する 年 月 日	届 出 の 年 月 日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場1番1 外	駐輪場の位置	4箇所	5箇所	平成28年 4月19日	平成28年 3月28日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第422号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成28年3月18日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年4月8日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）				（利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率）			
第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。				第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。			
農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率			農業近代化資金の種類	利 子 補 給 率		
	法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合		法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合
1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年7厘5毛	1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年6厘
2～5 省略				2～5 省略			
6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設で		年1分3厘	年7厘5毛	6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設で		年1分3厘	年6厘

あつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）				あつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。）			
7 省略				7 省略			

○愛媛県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、宇和島市三間町曾根、大藤、成家、務田、則及び黒井地地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成28年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・成妙地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年 4 月 11日から 5 月 12日まで
- 3 縦覧場所
宇和島市役所三間支所

○愛媛県告示第424号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成28年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	古泉地区（伊予市）	平成28年 3 月 7 日

○愛媛県告示第425号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所
新居浜市大永山字須領スズ尾344の107
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第426号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年10月愛媛県告示第881号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成28年 3 月 18日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成28年 4 月 8 日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前					
(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)						(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率)					
第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。						第 2 条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。					
漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率					漁業近代化資金の種類	利 子 補 給 率				
	法第2条第2項第	法第2条第2	法第2条	法第2条第2	法第2条第2		法第2条第2項第	法第2条第2	法第2条	法第2条第2	法第2条第2

	1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付ける場合	項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（令第5条に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者に貸し付ける場合	項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第6号から第10号までに掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（同号に掲げる者にあつては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		
1・2	省略						1・2	省略					
3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年7厘5毛	年7厘5毛		3	漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	年1分3厘	年1分3厘	年6厘	年6厘	
4～6	省略						4～6	省略					
7	漁村情報処理・通信施設（有線放		同上	年7厘5毛	年7厘5毛		7	漁村情報処理・通信施設（有線放		同上	年6厘	年6厘	

送施設及び有線放送電話施設を含む。) 漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金

8 省略

送施設及び有線放送電話施設を含む。) 漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金

8 省略

○愛媛県告示第427号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 4月 8日

愛媛県東予地方局長 菅 豊 正

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 忠 幸	新居浜市新須賀町一丁目4番44号

○愛媛県告示第428号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 4月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	八幡浜市江戸岡1252番4から 同市江戸岡1252番2まで	平成28年 4月 8日

○愛媛県告示第429号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成28年 4月 8日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
大西 聡一
松山市松前町二丁目2番地3
- 2 包括外部監査契約の期間の始期

平成28年 4月 1日

- 3 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法及び支払方法
 - (1) 費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
 - (2) 費用の支払方法
執務費用及び実費に相当する額の範囲内における概算払並びに監査の結果に関する報告に基づく支払

○愛媛県告示第430号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定によりパ - キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成28年4月8日

愛媛県知事 中村時広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委託期間
一般社団法人 愛媛県交通安全協会	愛媛県松山市勝岡町1163番地7	パ-キングチケット発給設備(松山市内)からの手数料の収納の事務	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

○愛媛県告示第431号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第2項の規定によりパ-キングチケット発給手数料の収納事務を次のとおり委託した。

平成28年4月8日

愛媛県知事 中村時広

受託者名称	受託者の主たる事務所の所在地	委託した事務の範囲及び内容	委託期間
一般社団法人 愛媛県交通安全協会	愛媛県松山市勝岡町1163番地7	パ-キングチケット発給設備(今治市内)からの手数料の収納の事務	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年4月8日

愛媛県知事 中村時広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年3月28日	特定非営利活動法人 ヘルスプロモーション・ネットワーク	井門 恵理子	松山市喜与町1丁目3番地1シャ ンポール喜与町201号	本法人は健康増進を目指す個人・団体、運動選手・スポーツ愛好家、および子供に対して、「食」と「運動」の両面から健康増進・スポーツパフォーマンス向上など、その支援事業及び教育事業を行い、あわせてネットワーク体制の組織化を図ることにより、地域住民の健康増進および子供の健全な育成を図ることを目的とする。